

8 消安第 426 号  
令和 8 年 5 月 26 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、本日付けで公布されましたので、御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方をお願いします。

なお、本改正の概要については、別紙を御参照ください。



(別紙)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正について

## 1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第 3 条の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて飼料又は飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

## 2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、「アセチルシステイン」を飼料添加物に指定するとともに、当該飼料添加物について成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

## 3 改正の内容

- ① 告示第 2 号に、飼料添加物としてアセチルシステインを追加する。
- ② 省令別表第 1 の 1 の (1) に飼料中のアセチルシステインの含有量を規定する\*。
- ③ 省令別表第 1 の 1 の (2) にアセチルシステインは鶏（ブロイラーを除く。）以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する\*。
- ④ 省令別表第 2 の 7 の (2) 及び (3) に、アセチルシステインの定量法等に用いる試薬・試液及び容量分析用標準液について規定する。また、その他所要の改正を行う。
- ⑤ 省令別表第 2 の 8 に、アセチルシステインの成分規格等を規定する。

〔※ 規定順は制定順による。〕

## 4 施行期日

公布の日

## 5 パブリックコメントの実施期間

令和 8 年 3 月 12 日～ 4 月 11 日

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法<sup>※1</sup>第2条第3項に基づき、告示<sup>※2</sup>において指定され、第3条第1項に基づき、省令<sup>※3</sup>において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、「アセチルシステイン」を飼料添加物として新たに指定し、その成分規格等を定めるため、省令及び告示の一部を改正することになりました。

### 2 改正の概要

告示において、アセチルシステインを飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準（対象家畜（ブロイラーを除く鶏）、添加上限量、含量や不純物等の規定等）を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和8年5月26日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）

※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

### 3 改正文のご案内

改正文（新旧対照表）については下のサイトにあります官報をご覧ください。

官報 令和8年5月26日（号外第116号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局  
畜水産安全管理課  
飼料安全基準班 飼料添加物担当  
TEL：03-3502-8111（内線：4546）  
MAIL：[feed\\_additive@maff.go.jp](mailto:feed_additive@maff.go.jp)